第8回 障害者文化芸術活動推進有識者会議議事録

日時:令和6年3月6日(水)9:30~11:40

会場:オンライン開催

議事:

- (1) 障害者による文化芸術活動の推進状況等について
- (2)施設・団体等からの事例紹介
 - ・滋賀県立美術館(事例報告について)
 - ・九州障害者アートサポートセンター/NPO法人まる(支援センターと文化施設の連携による人材育成、鑑賞・発表機会の拡大について)
 - ・北海道岩見沢市(自治体と教育機関・福祉施設等との連携による取組について)
- (3) 意見交換
- (4) その他

概要:

【河野(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長補佐)】

定刻になりましたので、ただいまから、第8回障害者文化芸術活動推進有識者会議を開催いたします。本日の進行を務めます、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部自立支援振興室の河野と申します。よろしくお願いいたします。

構成員の皆様方におかれましては、大変ご多忙の中、お集まりいただきまして、誠にありが とうございます。

本会議はYouTube ライブによる公開にて開催しております。本日の出席状況ですが、配布しております出席者名簿のとおりとなります。

なお、本日の資料につきましては、事務局から事前にお送りしているとおり、議事次第、出席者名簿、資料1-1、1-2、事例発表団体提出資料、参考資料1から3となっております。

続きまして、事務局側の出席者を紹介いたします。文化庁からは、今泉審議官、生活文化創造担当の児玉参事官、厚生労働省からは障害保健福祉部の辺見部長、障害保健福祉部の川部自立支援振興室長が出席しております。また、オブザーバーとして、内閣府、外務省、文部科学省、経済産業省及び国土交通省から担当者に出席いただいております。よろしくお願い申し上げます。さらに本日は、滋賀県立美術館より本有識者会議の構成員でもいらっしゃる保坂館長、九州障害者アートサポートセンターより樋口センター長、北海道岩見沢市より健康福祉部福祉課の内山主幹、企画財政部企画室の山田企画調整担当主幹に、それぞれの事例についてご紹介をいただきます。

始めに、文化庁と厚生労働省からご挨拶申し上げます。まず、文化庁から今泉審議官、よろ しくお願いいたします。

【今泉(文化庁審議官)】

文化庁の審議官の今泉です。よろしくお願いいたします。日比野座長を始めまして構成員の皆様におかれましては、昨年度の第 2 期の「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本計画」の策定に多大なるお力添えを賜りまして誠にありがとうございます。

この第2期の基本計画におきましては、新たに3つの「計画期間において目指す姿」が盛り込まれているところです。本日の会議では、これらに関する議論を順次深めていくこととなりますが、文化庁および厚生労働省から各種データを説明させていただきます。それとともに、現場で取り組まれている方々から事例やご意見をご紹介いただくこととなっております。私も、特にこの後半の各現場で取り組まれている方々の事例紹介を本日はとても楽しみにしているところです。

文化芸術活動は一種のコミュニケーション・対話であると思っています。対話においては、 私は楽しさが基軸にあるべきではないかと考えています。演じる者、創る者の楽しさ、それ を見る者、聞く者の楽しさ、そしてそれを支える者の楽しさ、こういう楽しさが基軸にあっ て、取組が進められればいいなと考えているところです。

文化庁といたしましては、障害者による文化芸術活動の楽しさを積極的に発信しながら、第 2期の基本計画や、本有識者会議の議論を踏まえ、厚生労働省をはじめ関係省庁の皆様方と 連携しながら、関連施策の推進に努めてまいりたいと考えているところです。

構成員の皆様におかれましても、引き続き様々な観点から忌憚のないご意見を頂戴いたしまして、これを進めてまいりたいと思います。

私からの挨拶は以上です。よろしくお願いいたします。

【河野(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長補佐)】 続きまして厚生労働省から辺見障害保健福祉部長、よろしくお願いいたします。

【辺見(厚生労働省障害保健福祉部長)】

厚生労働省障害保健福祉部長の辺見です。よろしくお願いいたします。

本日、構成員の皆様をはじめ事例発表の皆様、関係機関の皆様方におかれましては、ご多忙の中、ご参集いただき、誠にありがとうございます。構成員の皆様におかれましては、昨年4月にスタートいたしました第2期の「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本計画」の策定にあたりまして、令和4年度、全4回にわたる有識者会議において、活発なご議論をいただき改めて感謝を申し上げます。

厚生労働省におきましては第 2 期計画に基づいて、障害のある方々の自立と社会参加を促すという観点から、障害者芸術文化活動普及支援事業や全国障害者芸術・文化祭の開催などを通じて、文化芸術活動の支援に取り組んでいるところです。

身近な地域における支援の拠点となります障害者芸術文化活動支援センターについては、 令和5年度において新たに4県で設置をされて、全国で43都道府県となったところです。 第2期計画期間におきましても、全国で更なる設置が進むように取り組んでまいりたいと 考えております。

また令和6年10月には岐阜県において、日比野座長が総合プロデューサーを務められます、 「清流の国ぎふ」文化祭2024といたしまして全国障害者芸術文化祭が国民文化祭と一体的 に開催されます。本祭典を通じて、障害の有無にかかわることなく、様々な文化芸術活動が 展開されるよう、厚生労働省としても精一杯頑張ってまいります。

今後も文化庁とも密接に連携をとりながら、障害のある方々の文化芸術活動がより一層推進されるよう取り組んでまいりたいと考えておりますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

【河野(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長補佐)】 ありがとうございました。

それではここからは日比野座長に議事を進めていただきたいと思います。日比野座長、どう ぞよろしくお願いいたします。

【日比野座長】

構成員の皆様、おはようございます。ではここから座長を務めさせていただきます。本日は よろしくお願いいたします。

それでは、議事次第に沿って進めさせていただきますが、構成員の皆様には、(1)(2)の議事次第が終わってからご意見をいろいろいただきたいので、よろしくお願いいたします。まず、資料の説明に先立ちまして、今回の会議の趣旨や、構成員の皆様にご意見いただく観点について事務局からの説明をよろしくお願いいたします。

【児玉(文化庁参事官(生活文化創造担当)】

それでは事務局より今回の会議の趣旨などについてご説明申し上げます。

昨年度の本有識者会議における議論を踏まえ、第2期の基本計画では、新たに「計画期間において目指す姿」として、3つの目標を設定し、推進状況を把握していくこととなりました。 具体的には、計画に記載の通り、社会の変化にも着目しながら、定量的・定性的の両面から 進捗状況を判断していくこととなったところです。

これを踏まえまして、今回以降の会議におきましては、昨年度までの議論をもう一歩進め、 進捗状況を把握・検証していく観点から、まず、どのようなデータを指標として考えること が適当であるのか、その上で、指標について、定量的・定性的な目標をどのように設定する ことが適切であるかについて、それぞれ議論していくことが必要と考えております。

今回は、その第1回目といたしまして、文化庁からは美術館等、厚生労働省からは障害者芸 術文化活動支援センター等に関する調査結果について、それぞれご説明いたします。

続けて、事例紹介をいただく皆様より、具体的な取組やご意見等についてもご紹介をいただければと思っています。

ただいまは、指標を中心に説明させていただきましたが、構成員の皆様におかれましては、 ご意見は指標に限らず、様々な角度から頂戴できればと思っています。 以上です。

【日比野座長】

ありがとうございました。ただいまの趣旨説明のあった観点を含めて構成員の皆様と議論 を深めて、最終的には第 3 期の計画に活かしていきたいと思っております。よろしくお願 いいたします。

続きまして、議事次第の(1)「障害者による文化芸術活動の進捗状況等について」、事務局から説明をよろしくお願いいたします。

【児玉(文化庁参事官(生活文化創造担当)】

引き続き文化庁からご説明します。資料を手元でご確認ください。資料 1-1 です。 障害者による文化芸術活動の推進状況についてまとめています。

(資料1ページ) この調査ですが、全国の博物館や美術館等を対象といたしまして、昨年秋

に行いました。770件の回答を頂戴しています。

まず担当職員の皆様の間で、今回の法律や、計画がどの程度認知されているのかについて調査したものが1ページ下側に載っています。おおよそ半分を下回る程度の認知率となっています。

(資料2ページ)施設を円滑に利用できるようにするための取組で、研修以外にどんなことをやっているのかについて伺っています。

何らかの取組を行っている施設が全体の93.6%で、ほとんどになるかと思います。

内容といたしましては、施設設備、例えば駐車場であったりトイレであったりスロープであったりそういったものが約9割、また、展示に関しての配慮となりますと約半分で、施設の案内表示という答えが約4割ありました。

(資料 3 ページ) 障害についての理解等に係る職員の研修また障害を持つ方からの意見の 聴き取り状況についてです。

研修を行っている施設の割合は 3 割強で、具体的には障害そのものについての理解であったり、障害を持つ方への対応であったり接遇についての研修を行っている例の回答が多かったかと思います。

一方で、障害を持つ方からの意見の聴き取りにつきましては、約 4 割の施設で行われています。関係者・関係団体と懇談やヒアリングを行う場を持っている、また、随時つながりのある方にご相談させていただいていると、そういったご回答がいくつかありました。

(資料 4 ページ) 主に障害者を対象とした事業の取組状況について調査をさせていただいています。

令和 4 年度までに、主に障害を持つ方を対象とした事業を実施した施設の割合は全体では 35.7%で、3分の 1 強になりました。

中身としては、いわゆるワークショップや体験会が 36%、また、障害を持つ方の鑑賞の機会の拡大に向けた展示内容の見直し、工夫も同じぐらいの回答をいただいています。

また、美術館のみ選択可能な選択肢ですが、障害を持つ方の発表の機会の確保に向けた作品 の展示活動という答えを、4割を超えるところからいただいています。

一方で、実施していないところの理由についても自由記述をお願いしていて、こちらではポジティブな反応としては、障害の有無に関わらず幅広い人を対象としているというお答え、また、一方で人員体制が十分でないからというお答えも見られたところであります。

(資料 5 ページ)事業の実施に必要となるサポートに関する情報、また連携している施設機関についての調査です。

必要なサポートの情報としては、他施設における好事例、また職員が事業についてのスキルを身につけるための研修等が必要であるとお答えがありましたが、同様に、例えば補助金や相談窓口支援団体、そういったものの存在が必要という方も約半数おられました。

一方で、主に障害者を対象とした事業の実施の際に連携している施設があるかというところについては、約3分の1が連携している施設があるとお答えいただいています。

連携先としては、例えば特別支援学校であったり教育委員会であったり、また住民団体以外

のNPOなどが多くの選択肢として挙げられています。

(資料 6 ページ) ヒアリング調査より抽出いたしました具体的な取組事例を挙げさせていただいています。

例えば、ワークショップの事例、またトークイベントの事例、またさらには「さわって楽しめる」展示の事例、また作品の収集に当たり障害を持つ方の作品として着目されている事例などが並んでいます。

詳細な調査結果については、追って文化庁のホームページで公表したいと思っています。

(資料7ページ)最後、地方公共団体における計画策定状況ですが、令和3年10月時点に 比べて令和4年10月時点で、着実に伸びてはいますが、まだまだ100というところまで は、若干遠いところがあります。

なお、計画の位置付けは、単独の計画として策定しているものだけではなくて、文化施策また障害者施策のどちらかに寄せて位置付けているものや、その双方の計画に位置付けているものもあります。

位置付け方については、各地域様々な考え方があることがわかってまいりました。

(資料 8 ページ) こうしたことを踏まえて美術館と、また地方公共団体における取組促進 に向けた今後の対応について 8 ページにまとめています。

必要なのはノウハウの具体的な取組事例の収集、周知であると思っていますので、先ほどの ヒアリングの結果なども含めて広く周知をしたいと思っています。

また、人材育成の充実が必要かと思いますので、以下、人材育成プログラムの開発実施について、オンラインも積極的に活用しながら支援していきたいと思っています。

また、法律や計画の更なる周知は、私どもとして一生懸命取り組まなければならないと思っていますし、様々な事業の枠組みを使い、先進的な取組の支援にも当たりたいと思っています。

以上、少し長くなりましたが文化庁からの説明でした。ご清聴ありがとうございます。

【川部 (厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長)】

引き続きまして、資料 1-2 で、障害者文化芸術活動の進捗状況を厚生労働省から説明申し上げます。

(資料 1 ページ) 私ども厚生労働省としましては、各都道府県に障害者文化芸術活動支援 センターや広域ブロックごとの支援センターを設置し、それらをハブとして障害者文化芸 術活動の推進を図りたいと考えています。

1ページでは、障害者芸術文化活動支援センターの設置状況を経年で追ったものですが、残念ながら一部都道府県に設置ができていない状況です。

(資料 2 ページ)障害者文化芸術活動支援センターが、どういう実施主体で運営されているかを示しておりますが、中ほどの円グラフにあるように、一番多いのは障害者福祉施設、2番目は、芸術文化活動を主として活動する団体、3番目は社会福祉協議会など、4番目として文化施設となっています。

(資料3ページ)第2期の障害者文化芸術活動推進基本計画の中に定められている11の施 策項目に照らし合わせて、各支援センターが、どの項目に対して力を入れているかという調 査結果が示されています。

1番が人材の育成、2番が発表機会の確保、3番目が文化活動を通じた交流の促進、という 状況になっています。

それらを選んだ理由としましては、3ページ下ほどに書いていますが、人材の育成という面では、やはり人材が足りていないということがあります。作品などの発表機会の確保では、特殊事情もあるのですが、コロナ禍で機会の重要性が増していることもありますし、作品発表の場は、作品を作った障害者自身だけではなく家族や支援者にとって、喜びをともにできる場であるということがあります。交流の促進については、交流を通じることで活動の認知度が上がり、情報発信の強化や裾野の拡大が推進されるという認識で、それぞれの項目に特に力を入れていることです。

(資料 4 ページ) さらに近年特に力を入れている事業について聞いたところ、「ネットワークづくり」が 68%、「人材育成」、「相談支援」が続き、「発表の機会の確保」は 4 番目となっています。それぞれ具体的な取り組みは、4 ページの右側に書いていますが、例えばネットワーク作りですと、他団体同士が共同して展覧会等を開催するなどが挙げられます。 力を入れている理由は、4 ページの中ほどから下に書いてあります。例えば「ネットワークづくり×人材育成×発表機会の確保」という面では、支援者を増やし、学び合うことが大切と考えているということがあります。「ネットワークづくり×相談支援」では、実は相談内

と考えているということがあります。「ネットワークづくり×相談支援」では、実は相談内容から県内の状況や具体的なニーズを把握することが多く、支援の把握とネットワークが必要と考えているようです。また、「ネットワークづくり×発表機会の確保」では、障害者福祉事業所と文化施設や文化団体とのネットワークの強化が、実は発表機会の増加にも繋がるという認識で進められている状況です。

(資料5ページ) さらに広域支援センターからの意見を抜粋したものを、5ページに記載しています。

これも相談支援という切り口で見ると、相談支援から事業が始まることが多いという理由で非常に大事だと考えており、企業や行政が共生社会の推進のために障害のある人の作品を使いたいという相談事例が最近増えています。人材育成という面では、大学などの活動を通じて教育分野の働きかけをしている広域支援センターもあります。また、予算規模に応じた事例紹介や研修などがあっていいのではという意見や、事例を共有することで人材育成に繋げていけると良いという意見、ネットワーク作りという観点におきましては、障害福祉サービス事業所単位での関わりを増やしていくことが重要ではないかという意見がありました。

発表等の参加する機会の確保の面では、大きな発表の場ではなく、ワークショップの中のちょっとした発表会であっても、参加者同士の共有が生まれることがあり、障害者自身が企画・運営をすることも機会の確保に有効ではないかという意見がありました。

最後の情報収集・発信という面では、スタートアップ支援も必要という認識で、広域支援セ

ンターの意見がありました。以上がその意見の紹介になります。

(資料6ページ) これらを受けて、厚生労働省として、どの様に進めていくかのまとめになりますが、一点目はノウハウと先進的な事例を収集して周知していくことが有効ではないかということで先進事例等を集めて、広く周知していくこと。

二点目が、広域センターや支援センターの意見や調査にもあったとおり、相談やネットワークから始まる事業が重要であるとのことから、様々な機関と更なる連携を図ることを進めていきたいと考えています。

最後に3番目ですが、第2期の計画期間が令和5年度から9年度になります。ちょうど中間年度に当たる令和7年度にかけて全国の障害福祉施設等を対象に調査を行って、まず足元の実態を把握していくことをやっていきたいと考えています。

これら 3 本の柱をもとに、今後厚生労働省としても障害者の文化芸術活動を推進してまいりたいと思います。以上、厚生労働省からのご説明となります。

【日比野座長】

ありがとうございました。続きまして、議事次第の(2)に入りますが、事務局より事例紹介の進行についての説明をよろしくお願いいたします。

【河野(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長補佐)】

続きまして施設団体の皆様に取組事例をご発表いただきます。

本日の事例紹介では、大きく二つの観点からお話いただきます。

一つ目は、美術館等における取組の推進の観点から滋賀県立美術館様、二つ目は障害者芸術文化活動支援センターや自治体と地域における他分野との連携の観点から九州障害者アートサポートセンターNPO 法人まる様、北海道岩見沢市様にご出席いただいております。

二つの観点から、それぞれ15分程度を想定しております。

資料を画面共有する際、手話通訳や字幕が必要な方は適宜、ピン止めをお願いいたします。 その他の資料につきましては事前にお送りしておりますので、資料を手元でご覧いただけ たらと思います。

なお、終了の1分前にベルを鳴らすか、事務局より合図をしますので、お話をまとめていた だきますようお願いいたします。

また構成員の皆様から、施設団体に対するご質問につきましても、後の議事次第(3)でお願いいたします。

【日比野座長】

それではまず美術館等における取組の推進の観点から、滋賀県立美術館保坂館長よりご説明、発表をよろしくお願いいたします。

【保坂(滋賀県立美術館館長(ディレクター)】

滋賀県立美術館ディレクター・館長をしております保坂健二朗と申します。

15 分ほど事例紹介させていただきます。

画面共有をいたします。

(スライド1ページ) 今日は、四つお話したいと思います。

- 一つ目、障害者の鑑賞機会の拡大等に向けた取組。
- 二つ目、職員の研修をはじめとする人材育成。
- 三つ目、地方公共団体の計画に基づき実施している取組。

そして四つ目、課題。鑑賞・制作ではなく避難も。

という順番で話をいたします。

(スライド2ページ)まず、一つ目ですが、今年度当館の方で二つ、その障害者の鑑賞機会の拡大等に向けた取組をいたしました。

一つ目が、「みかたの多い美術館展」と呼んでいるもので、担当は当館の学芸員の山田創、 そしてもう一つが、「さわる SMoA コレクション」というもので、担当はエデュケーターの 吉川紀子がいたしました。

(スライド 3 ページ)「みかたの多い美術館展」の特徴は、当館のコレクション約 70 点を展示したものになりますが、普段はあまり美術館に来ない人に提案してもらった理想の見方を体験できる、そういう展覧会でした。

よく、いろいろな美術館が、障害のある人に向けた展覧会というものを作っていて、多くの場合、この展覧会は視覚障害のある人にとか、この展覧会は聴覚障害のある人にと、どうしてもその障害の特性を特定して展覧会を作ることになるのですが、今回山田創が考えたのは、障害の属性を特定しないでむしろ広げていこうと、あるいは、共生社会という言葉がありますが、それを本当に実現したいのであれば、もっと様々な人、外国にルーツのある人とか、いろいろな人達を取り込むべきだろうと、その人達にヒアリングをしたのです。

普段、美術館にあまり来ない人に、なんで来ないのですかとか、どうしたら来たいですか、 とヒアリングをして、その上で展覧会をつくっていきました。

(スライド 4 ページ) 例えば、このような展示があります。

いわゆる具体の白髪一雄とか元永定正、田中敦子の作品が展示されているのですが、通常の作品の展示方法は、作品の中心を 145 センチにすることが多いですが、それを低く展示いたしました。

(スライド5ページ)なぜかというと、車椅子のユーザーへのヒアリングをしたところ、作品が低い方が自分達にとって見やすいとのことだったので、それを実際にやってみたのです。

(スライド6ページ) そうすると、それは車椅子の人たちにとって見やすいだけではなく、 他の人達にとっても、普段の作品からとは違う印象を受けたとか、なるほど美術館は、実は そういうシステムで運営されていたのだなとか、いろんな気づきをしていただくきっかけ になりました。

(スライド 7 ページ)触れるコーナーというものは、今や美術館では定番となりつつありますが、この展覧会ではいろんな触れるコーナー作品を展示しております。

触れたり叩いて音が鳴らすことができたり、あるいは触図と言われる、触って、そこに描かれている図形を読み解くものであったり、いろんな触れるものを展示したり。

(スライド8ページ)あるいはこれは、いわゆる盲ろう者、見えないだけではなく、見えないと聞こえないがセットで障害のある人に、カバみたいな形をした陶器、これは松井利夫さんという人の作品ですが、それを実際に触ってもらって、鑑賞している風景を右のモニターで展示をしております。

なので、見える人がこれを見た場合、あるいは見えて聞こえる人は映像を見て、なるほど見 えない聞こえない人は、この目の前にある作品を通じて、こういう鑑賞体験をするのだなと、 そういうことも含めて紹介したものになります。

(スライド9ページ) これはいわゆるブラジル人コミュニティのフリースクールの生徒達に、美術館がどういうふうになったら来たいかと尋ねたら、自撮りができたら来たいよというふうに言われたので、自撮りのコーナーを作ったとか。なので、本当にいろんな形、いろんなコミュニティ、いろんな属性の人達に向けて、展覧会、美術館を開いていったというものになります。

(スライド10・11ページ) その他トークの方も特徴的な取組をしました。

ろう者の木下知威さんとアーティストの百瀬文さんのトークは、いわゆるチャット的に行われるわけですが、そのチャットの状況をお見せするという形をとったのです。何より大事なのは展覧会を開いていく姿勢というものが、いつでも、あるいは誰に向けてでも、行われていることを伝えることだと思います。

うちの美術館では、チラシの裏にこういう文言を入れています。

例えば、当館では、シーンと静かにする必要はなく、お喋りしながら過ごしていただけますと、つまりこの「みかた展」だけではなく、通常、うちはこれでいいですよと。

都内とかの展覧会と違って、あまり人が多くは来ないという点を逆手にとって、うちの美術館は別に静かにする必要はありません、と。

あるいは、来館にあたっての不安がある場合には、問合せ先にご連絡くださいと書いて、こちらはもう想像しないような困った状況があるのだとしたら、それを解消しますと、そういうこちらからのメッセージを伝えております。

(スライド 12 ページ) あともう一つ、今年度行った展覧会がこの「さわる SMoA コレクション」というもので、奥に見えるのはフランク・ステラというアメリカを代表する現代美術の作品、こうした作品を展示室に 20 点ぐらい展示したのです。

その全てに触図、つまり触覚を通じて鑑賞できるツールを添えて、体験していただくと、結果として見える人にとっても、なるほど見えない人はこういうふうなツールを使って鑑賞するのだとか、触図って作るのは結構大変だねとか、そういうことに気づいてもらう場としたわけです。

(スライド 13・14 ページ) 次に、職員の研修をはじめとする人材育成についてお話したい と思います。

いわゆる対話鑑賞というものが注目を浴びていますが、当館でも来年度からスタートさせ

る予定です。

ボランティアがファシリテーターを務めて、1 作品について 2、30 分話すのですが、これの研修をして、実際にテストをしているときに、左に写っているファシリテーションをやっているのが当館の吉川というエデュケーターですが、彼女が会場でゲリラ的に対話鑑賞をやっていたときに、実際に目の見えない人が参加してくださった。

その際、目の見えない人が目の見える人に対して――要するに対話鑑賞なので、みんないろんな気づいたこと、思ったことを言うわけですが――目の見える人が悲しい表情をしているというふうに発言されたら、目の見えない人がそれはどういうことなのか、もう少し説明してくださいというふうに問いかけられて、結果として会話が深まったということがありました。

この事例からいろんなことが考えられるわけです。

つまりその対応鑑賞を基本的にドロップイン形式で、予約なしでやっていることが多いわけですが、それをやっていれば当然、いろんなタイプの障害のある人が参加する可能性があること、しかも、それによって対話がより豊かになっていく可能性があることがわかりました。

また、先ほど名前が出ました木下さんに、この当館の取組について相談したところ、例えば、 聴覚障害のある人が参加した場合には、UDトークを使うのが効果的だよというふうにもお っしゃっていただきましたし、何よりもそのファシリテーターの方が簡単な手話でいいか ら覚えるといいよと。

例えば、そうですねとか、面白いですねとか、うなずきに近い手話を覚えるだけで、参加者 も一緒の場を体験することができるというふうに教えていただきました。

とういうことで当然、いわゆる合理的配慮についてもファシリテーターは学んでいくことになるのですが、簡単な手話、一言でもいいから手話を覚えて対話鑑賞に臨もうと考えております。

(スライド 15ページ)次に、地方公共団体の計画に基づき実施している取組についてです。 当県は、2020 年度に「文化芸術×共生社会プロジェクト」というものを立ち上げて、翌年 度にそのフェスティバルと題して県内でいろんな取組を行ってきました。

(スライド 16 ページ) その中で、美術館もいろんな取組を行ってきたのですが、2022 年の1 月には、「人間の才能 うみだすこととつくること」という展覧会を私のキュレーションで行いました。

(スライド17~19ページ)日本のアール・ブリュットとして紹介されてきた代表的な作品、 澤田真一さんとか、井村ももかさんというような作品であるとか、あるいはアール・ブリュットと呼ばれなくても障害のある人の作品の優れた事例として紹介されてきたみずのき絵画教室の作家たちの作品。

しかもその絵画教室で生まれてきた絵画だけではなく、習作とかもあわせて展示をしたり、 あるいは将来アーティストになった人の子どもの頃の作品を展示したりと、いろいろ展示 をしていました。 障害があることとは何なのだろうとか、子どもの作品と障害のある人の作品は同じところがあるのか違うところがあるとしたらそれはなんなのかなど、そんなことを問いかける展覧会をいたしました。

その他多くのトークイベントも行っております。

こうしたものについては、アーカイブとして YouTube にあげてありますので、ご興味がありましたらぜひお聞きいただければと思います。

(スライド 23・24 ページ) この委員会にも参加されている山下完和さんにも何度もお世話になりましたし、長津結一朗さんにも、広瀬浩二郎さんにも、服部正さんにもいろんな方にご協力いただいて事業の方を行ってきました。

数年前までは、こうした事業を我々は「アール・ブリュットネットワークフォーラム」というふうに名付けていたのですが、去年度ぐらいから、県庁とのすみわけを行いました。

(スライド 25 ページ) 県が行う事業に関しては、もう障害というふうにはっきり銘打ちましょうと。今まで「アール・ブリュットネットワークフォーラム」と呼んでいたものを、「アートと障害を考えるネットワークフォーラム」というふうに名称変更して、それに対して美術館が展覧会として行うものに関しては、作品をセレクトすることが多いので、それはアール・ブリュットと基本的には呼んでいくというふうにきちんとすみわけをして、今は運営をしております。

(スライド 26 ページ)場所としては、最終的に美術館でそのフォーラムを行うことが多いのですが、先日行ったものが、2023 年 11 月 3 日に行ったのですが、セッション 1 では、障害のある人の制作を支えているアーツカウンシルの人達に登壇いただいたのですが、特徴としては、セッション 2 において、実際に家庭で制作を支えている、上土橋勇樹さんという人のお母様、藤岡祐機さんのお母様にご登壇いただいたことで、こうしたご家族に登壇して話していただくという取組は今まであまりなかったのではないかなというふうに自負しております。

(スライド 27 ページ) こうしたフォーラムを美術館でよく開催しているのですが、何でこういうことが起こっているかというと、滋賀県に特有かもしれない文化芸術振興の方法があります。

右側の組織図には、文化芸術振興課という美術館を所管する部署の一部門で、「美の魅力発信推進室」というものがあるのですが、ここが県庁内にオフィスがあるだけでなく美術館内にもオフィスがある。

なので、意思疎通がしやすく、何かプロジェクトをやる時にはひざを突き合わせて内容から 一緒に検討していくことをやっているので、様々なプロジェクトができていると言うこと ができるかと思います。

(スライド 28~31 ページ) その他、文化観光拠点の枠組みの中でも、県内のアーティスト、 信楽で活躍をしているアーティストに、障害のある人達のアトリエに実際に行っていただ いて、そこで気づいたことをお話ししていただいたり、場合によっては作品にコラボをして いただいたりという形でやっており、それを展覧会形式で紹介しています。

これも文化観光拠点という文化庁の枠組みの中で行っているものです。

(スライド32~35ページ) これは無料でロビーの方で展示をしております。

(スライド 36 ページ) 最後に、この場を借りて申し上げたいのは、今、その障害のある人達の鑑賞や制作というものが話題になるわけですが、特に鑑賞を促進していくと、美術館に障害のある人がたくさん来ることになると。

そうなってくると、この前の能登のことを考えても、我々施設を運営する側としては「避難」 についても考えていかなければいけない。

(スライド 37~40 ページ) ずっと以前、2004 年度とか、2008 年度とか 2009 年度に文化 庁さんもこういうガイドブック『博物館における施設管理・リスクマネージメントガイドブック』を出しているのですが、多分、僕が調べた限りでは最新の事例というものが見つかりませんでした。

(スライド 41 ページ) 一方で東日本大震災において障害者が逃げ遅れた話が映画になっていたりもして、今後鑑賞者を増やしていく中で、何か災害があったときに、どういうふうな避難をすることができるかを改めて考えていく必要があるのではないかなと思っております。

(スライド 42 ページ) 当然、先進国の英国の方でもいろんな事例が見つかるのですが、そうした事例をぜひ、文化庁さんの方にも改めて調査していただければ嬉しいなと思っております。

以上になります。

【日比野座長】

保坂館長ありがとうございました。本当に、滋賀県の運営を含めて、滋賀県立美術館のすごい事例をたくさんいただき、この後の構成員とのトークにもいろいろ参考になることが大変多かったと思います。ありがとうございました。

では続きまして、地域における連携の観点から、「九州障害者アートサポートセンターNPO 法人まる」より発表をお願いいたします。

【樋口(九州障害者アートサポートセンターNPO 法人まる代表理事)】 よろしくお願いします。画面の共有はできていますでしょうか。

【日比野座長】

見えております。よろしくお願いいたします。

【樋口(九州障害者アートサポートセンターNPO 法人まる代表理事)】 私の方から、支援センターと文化施設の連携による人材育成および鑑賞・発表機会の拡大に ついてお話させていただきます。

(スライド1ページ) 九州ブロックは、沖縄県だけが未設置県なのですが、来年度、障害者芸術文化活動支援センターが立ち上がる見込みです。

(スライド2ページ)我々は、2018年から九州ブロックの広域支援センターを務めており、いろんな支援センターとか施設が障害者の芸術活動を促進することをやっている、そういう作品とか活動が社会にアウトプットして、芸術活動からの社会価値の創造とか役割の創出というディレクションとかマネジメントを各センターができるようなノウハウを持っていけるような支援をしております。

(スライド3ページ) 2018 年、設立した翌年に、九州各県の文化施設に対する障害のある 人達の芸術活動・鑑賞に関するアンケートがありました。

ここで見えたのは、やはり高齢の方に対してのサポートはできているのですが、視覚・聴覚とか精神発達とか知的障害のある方に対しての支援がどういうことをしていいかわからないとか、来られていないので経験がなく全くわからない、みたいなことがある。各支援センターと文化施設の連携が結構必須で、このような課題を解決していくために文化と福祉のネットワーク会議を実施することとなりました。

(スライド4ページ)大阪のビッグ・アイから依頼され、文化庁の補助金で協働で実施した 事業ですが、九州の各支援センターと文化施設関係者を集めて、知的障害児や発達障害児に 対するコンサートを運営する上で、どういった準備が必要か、どういう広報活動が必要か、 本番での対応というものはどういうことが必要になるかを、研修も含めて実践を行うプロ グラムで実施しました。

(スライド5・6ページ) 今こういった形で九州各県の文化施設と支援センタースタッフ、ハイブリッド形式で研修を4回行い、本番ではこういう形で皆さんが会場スタッフとなり、騒いでもよし、途中退出もよし、休憩室もありと、いろんなことが配慮できるコンサートを開催することができました。

(スライド7~8ページ)続いて、我々は現場体験ワークショップというものを提案させていただきました。障害のある当事者の方と文化施設を巡ると、それで一緒に巡ることによって様々な気づき、先ほど保坂さんも言われた通りで、非常事態のときにどういったものがあればいいのかとか、車椅子の目線でサインが見にくいとか、ハード面の部分の気づきもあるのですが、コミュニケーションで解決していくようなことを、お互いに一緒に文化施設を巡りながら気づき合う。

要するに一緒に文化施設に体験に来たとか、鑑賞に来たとか、コンサートに来たという体でワークショップをやる。そこで実際に文化施設関係の方は気づきを共有して、その気づきを今後のご自身のサービスとか、障害のある人達が来られたときの配慮を学んでいただくことをして、実際やってみるといろんな気づきがあり、点字の情報が古かったとか、避難の際に聞こえない人や見えない人達への配慮がほぼできていないのですが、それを設備としてすぐ設置できるかというと難しいので、実際そういった部分も気構えたコミュニケーションでの配慮をしていくことを実際に学んでいく。

(スライド9~11 ページ) こういう所を体験しながら、段差とかも体験し、こういう「気づきシート」というシートを作っていまして、気づいたものをこれからどうしていくかを、グループワークで、車いすの人達とのチームはこういう体験をし、視覚障害者としてはこういう体験をした、というのを共有し合いながら、今後の皆さんの活動に生かしてもらう。 先ほどのネットワーク会議を行って、いろんな方が参加した文化施設もあって、2年3年間で、今6箇所ぐらいこういうワークショップを行っています。

(スライド 12 ページ) そういう事例も踏まえて、他のいろんな文化施設の皆さんも参加した、こういう活動を今後どう生かしていくかを学び合うマッチング相談会も定期的に行っております。

(スライド 13~20ページ) これは座学ですが、今法律も変わって文化施設さんも結構いろいるな整備とかもある中でそういったことを共有したり、参加した文化施設が独自で障害者の人達のアート展などをやっていたり、ワークショップとかをやって広がっています。

(スライド 21~23 ページ) これは春日ふれあい文化センターでの障害のある人たちの展覧会、福岡県とはアートレンタル事業の作品展を各地の文化施設で展開しています。

(スライド 24・25 ページ) 最後にちょっとお話したいのが、センターの事業として発表の機会の創出というものがあるのですが、展覧会とか舞台もやってきたのですが、そこに参加する方にハードルが高いというところもあり、詩のワークショップや音楽のワークショップなど関わりやすい企画を定期的に開催していくことで、各地のこの文化施設サークル的な活動が繋がっていければと実施しています。

(スライド 26~28 ページ) こういうことで、入所している障害のある方がお出かけするきっかけになったり、そこで何か表現することによって個対個の関係が築かれたり、そこに通い続けるとか、そういうのも各地の文化施設と地域のファシリテーターやアーティストが、こういった活動を定期的にできるような促しなども行っています。

そんな状況であります。ありがとうございました。

【日比野座長】

まるさん、ありがとうございました。続きまして、同じく地域における連携の観点から北海 道の岩見沢市より発表よろしくお願いいたします。

【岩見沢市】

北海道岩見沢市です。よろしくお願いします。画面共有をさせていただきます。

岩見沢市では、障害のある方もない方も、同じ社会の構成員として、全ての人が役割を持って互いを理解し支え合いながら、自らの意思により地域の中で安心して自分らしく暮らすことのできる地域共生社会の実現を目指すために、障害の有無に関わらず誰もが芸術やスポーツを楽しむことのできる機会の充実に努めております。

それでは、自治体と教育機関、福祉施設等との連携による取組についてご紹介をいたします。 (スライド2ページ) 当市では、障害のある方の芸術活動支援の推進に当たりまして、教育 機関、福祉施設等との連携により、「いわみざわハート&アート」「いわみざわアール・ブリュットギャラリー」「いわみざわアートアカデミー」という三つの取組を行っております。 (スライド3ページ)最初に「いわみざわハート&アート」についてご紹介をいたします。 この取組は障害の有無の隔てなく市民が制作したアート作品を展示するイベントとして 2010年から開催して、今年度で14回目となりました。

公募によりまして、絵画、書道、写真、陶芸等、様々な作品を広く公開することで、障害の ある方とそうでない方との相互理解を深めることを目的としております。

市内の障害福祉事業所の有志により実行委員会を構成し、市と福祉事業所との協力関係が 長く続いておりまして、岩見沢市のアール・ブリュットの基礎になる取組となっております。 (スライド 4 ページ) 次に「いわみざわアール・ブリュットギャラリー」についてご紹介を いたします。

2020年9月に開設し、常設で自由に展示できるという強みを生かした取組を行っております。

障害のある方の作品に市民が日常的に触れられる機会を提供しております。北海道では平成 27 年に「社会福祉法人ゆうゆう」が厚生労働省の「障害者の芸術文化支援モデル事業」を受託し、障害のある方の芸術文化活動を支援する取組がスタートしております。

当市では作家や作品の調査発掘等につきまして、社会福祉法人ゆうゆうとの業務委託という形で連携し、概ね 2 ヶ月おきに作品を入れ替えながら、新たなテーマを設定して展示を行っております。

また、市内で行われる障害福祉の芸術を対象とした展示会等のイベントにおきましても、展示作業におけるアドバイス等のご協力をいただいております。

(スライド5ページ) 三つめの取組として、2021 年度から文部科学省の学校卒業後における障害者の学びの支援推進事業の採択を受けまして、「いわみざわアートアカデミー」を開催してきました。

当市と北海道教育大学岩見沢校とは相互協力の協定を締結しておりまして、芸術音楽スポーツを専門的に学んだ学生達が、様々な事業で力を発揮しております。

「アートアカデミー」は、学校を卒業した障害のある方が、北海道教育大学岩見沢校アートマネジメント美術研究室の教員や学生と関わりを持ちながら、芸術の鑑賞や創作について学ぶ場となっております。

学びを通じて地域社会の中での役割に気づき、自尊心を持って自分らしく暮らせる社会の 実現を目指すことを目的としております。

また、学生自身が直接障害のある方と関わることで、障害のある方に対する理解を深める場にもなっています。

(スライド6ページ) 今年度、当市は開庁140年、市制施行80周年、また、教育大学岩見 沢校も創立100周年という記念の年を迎えたことから、「アートアカデミー」では、先ほど ご紹介しました「ハート&アート」とのコラボ企画として一般の方と障害を持つ方が共同で 一つの作品を作り上げるというワークショップを行いました。 ワークショップ作品のテーマは「出会いの木、想いの実」という、こちらの写真の作品になりますが、学生のアイディアによるものでして、障害のあるなしに関係なく、様々な人と出会い関わりを実らせる、白い木に糸が張り巡らされているのですが、人々の想いが、ガーランドという三角の実になるという新しい、人と人との繋がりを表現した作品となっております。

共生のまちづくりを考える上で、一つのきっかけになれたらという想いが込められた作品です。

(スライド7ページ)また、アートアカデミーの会場の方に直接来るのが難しい方達に、在 学中から卒業後の学びの場を知ってもらって、継続した学びに繋げるための新たな取組と しまして、北海道岩見沢高等養護学校に大学生を講師として派遣する出前講座というもの を行いました。

大学生から教わるという普段の授業とは異なる体験は、生徒達にとって良い刺激となった ようで、学生と生徒が共に楽しく取り組む様子がうかがえました。

高等養護学校の先生方からは、大学との繋がり、それから障害のある方達の生涯学習に結び つくものとしてとても有意義な取組であるため、つながりをさらに広げて展開できたらい いといったような意見もいただいております。

(スライド8ページ)最後に「アートアカデミー」で、参加者同士の交流を深めながら、自由に創作した作品を展示、発表する機会としまして、教育大学岩見沢校の森の岩ギャラリーにて展示会「OUR LIFE IS OUR ART!」こちらの方を開催しました。

個性あふれるたくさんの作品につきまして、来場した人達を魅了し、今年度のプログラムを 終了いたしました。

これまでご紹介してきましたこの三つの取組は行政だけでなく、福祉関係者や教育関係者 等との綿密な連携により行ってきました。

人材育成や創造発表の機会創出につきまして、今後も学びとしてのアートが広がっていく ように、関係機関との繋がりを大切にし、芸術文化をテーマに、障害のある方が参加しやす い取組についての研究を重ねていきたいと思います。

(スライド9ページ)以上で、北海道岩見沢市の事例紹介を終わります。ご視聴いただきど うもありがとうございました。

【日比野座長】

どうもありがとうございました。岩見沢市の活動は、地元の大学との連携がとても効果的だったのかなと思います。

それでは意見交換の方に移ってまいります。構成員の皆様には、これまでの事務局、そして 文化庁、厚労省からの説明、そして今の3件の事例発表を踏まえて、皆様からご意見いただ ければと思います。この際、皆様からの事務局等への質問、もしくは事例発表者への質問は、 皆様の発表が終わった後、最後にまとめてお答えします。お1人当たり時間3分目安でご 意見をいただければと思いますし、時間の目安の方は、チャットの方でお知らせしますので、 時々チェックしていただければと思います。

では、名簿順にお話を伺っていきますので、まずは今中構成員、よろしくお願いいたします。

【今中構成員】

今中です。よろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。

僕のポイントは、この計画の一番の肝になるであろうと思っていた、この支援センターの位置付けです。特に支援センターが、この期間中どのように成長していったか。

もう一つ、いかに機動力を持っていったかというところが気になっていました。

数的には 43 都道府県で伸びているという事で安心するのですが、行政の方から、補助金が どれぐらいアップしているのか、最後にちょっと教えていただきたいと思います。友人達も やっているのですが、予算が非常に厳しいという中で、人材育成を考えていかないといけな い。その辺の難しさを、現場の者としては感じています。

一方で、厚生労働省の資料だったかと思いますが、支援センターが、近年特に力を入れて実施している項目は、初めからそうなのですが、人材育成です。

この人材育成を挙げてはいますが、先ほどの資料を見ると、いわゆる普通の社会福祉法人、NPO 入所通所で 43%、社協で 16%、合わせて 59%。いわゆる、普通の社会福祉法人かと思います。逆に文化芸術活動を主にやっているが 16%。そういう意味では今回の支援センターの柱でしょうか。その方が、この 59%の専門職ではない社会福祉法人が旗を振ってくれている。その中で人材育成は、どういう形でできていけるのかなという疑問というか感想。専門職でやっている法人の 16%と、その他の 59%、その方が人材育成のいわゆるクオリティ、その違いが徐々に開いていっているのではないかなという感想です。そのあたり、聴き取りがあれば、後ほど教えていただきたいなと思います。僕からは二点です。

【日比野座長】

今中さん、ありがとうございました。続きまして、大塚構成員よろしくお願いいたします。

【大塚構成員】

大塚です。どうもありがとうございました。

文化庁、あるいは厚生労働省からのご説明、さらには滋賀県立美術館、九州障害者アートサポートセンター、北海道の岩見沢市の説明、よく現状はわかりました。全般的には法律、あるいは基本計画に基づいて様々な形で、障害者の文化芸術活動が推進されていることがわかります。

ただ、いくつかの点において、ちょっとご意見を言いたいと思います。

一つは、文化芸術活動の推進状況の評価をどのように行っているか、第 3 期の基本計画に 関連することですが、文化庁の推進状況の説明の中において、法律、計画の認知状況が約半 分ぐらい、それから施設を円滑に利用できるかどうかという、ハードの面においては進んで はいますが、ソフト面においてはまだ少々課題がある、あるいは障害についての理解という ものについても、今後の大きな課題となっていることが言えるのではないか、あるいは事業の実施による必要となるサポートに関する情報あるいは連携している機関、これについても半分程度で今後の課題があると思っております。

地方公共団体による計画策定、都道府県や政令指定都市はかなり進んできましたが、市町村をどう考えるか、小さな市町村においてはいろんな課題があるのですが、これからの計画作りとの関連の中において課題かなと思っています。

このような中において、主に定量的な調査で、いろんなことがわかってきたことですので、 引き続いて定量あるいは定性を含めた評価ついて努力していただきたいと思います。

厚生労働省についての文化芸術活動の推進状況について、障害者芸術文化活動支援センター、これについては各都道府県で進んできたと。いくつか残っていますが、あとは内容です。それぞれの芸術文化活動支援センターがどのような内容にあるか、その差も大きいのかもしれませんが、それをきちんと把握することによって、一定のレベルのセンターとしての仕事、あるいは役割というもの、標準化と言っていいかもしれませんが、そういうところに努めていただきたいというふうに思っております。

全体的には、今後、エビデンスに基づく政策評価、文化芸術活動の評価、そしてさらに今後 に続くような、さらなる発展をしていただければと思います。 以上です。

【日比野座長】

大塚構成員ありがとうございました。続きまして、岡部構成員よろしくお願いいたします。

【岡部構成員】

たんぽぽの家の岡部です。今日は皆さんの発表を聞かせていただきどうもありがとうございました。私もとても勉強になりました。

まず、今日報告いただいた内容の感想なのですが、たんぽぽの家は、厚生労働省の障害者の芸術文化活動普及支援事業の近畿ブロックを担っております。

障害のある人達、福祉側からの視点の方の意識もあるのですが、やはり文化側といいますか、 文化施設等の意識、ここ数年で何回も共有はし、理解しているつもりですが、またいろんな 発見があったなと思っています。

特に、文化施設の障害の人達への関わりに関しまして、設備的なサポートは 90%近くできているのだが、具体的なアクションがなかなかできていないというのが 60%近い数字が出ているのは、何となくわかってはいたのですが、逆に、障害のある人達に限っていないので、特に障害のある人達に対して何かということがないような、少しポジティブな意見もあったことが、本日は大きな気づきとなりました。

我々が集まっている大きな目的が、共生社会の実現という大きな目標ですが、そこには保坂 さんもおっしゃっていた、いつでも誰でも、という視点がやはり必要で、そうなってくると 結果的には障害のある人に限らず、いろんな人達に文化施設が開かれていく、そういった意 識を持っておられる方も多分たくさんいらっしゃるのだろうと。

その中で我々自身が障害のある人達の視点や役割、存在を起点にして何ができるかを改めて考えて文化施設の方々と一緒に活動していく必要があるのだなと思いました。

ちょっと時間もないのですが、もう一つ思いましたのが、そういった取組をしていく中で、 必ずしも障害のある人達や支援者が対象となる取組だけではない、障害の人達の視点を大 事にしながら、彼らから広がっていくような取組を、私達自身がどうできるかが必要だと思 いました。

最後に、私達が今取り組んでいる中で、障害のある人の芸術文化活動の中でも、多様な表現、活動の方法だとか、プロセスあるいは道具などを使った取組に広げていくことも大事だと思っています。

例えばデジタル空間での表現発表や創作、あるいは仮想通貨などを使い、経済的な収入に繋がるような取組などもしていて、そのあたりも、現実での実践として取り組んでいきたいと思っています。

ありがとうございました。

【日比野座長】

岡部構成員ありがとうございました。続きまして小川構成員よろしくお願いいたします。

【小川構成員】

私は障害者芸術文化活動普及支援事業の連携事務局を担当しています。

九州障害者アートサポートセンターの樋口さんとも日ごろから連携しておりまして、支援センターと文化施設のスムーズな連携事業の成果に頭が下がる思いです。しかし、全国的に見ると樋口さんの発表にあったような連携が行われている地域ばかりではないのが実情です。センターの運営形態から見たとき、今中さんの質問にもありましたが、文化芸術のノウハウを持っている団体が少ない傾向があると思います。

一方で先ほど美術館等に対する調査では、センターと連携している施設機関は 4.3%という数字も出てきました。現状は障害者芸術に関する担当者が施設の中で少ない、いない、誰が担当者だかわからないという状況があります。今後計画を推進するに当たって、美術館や劇場・音楽堂等にノウハウや情報を蓄積する機能が必要だと私は考えます。

一つの館に最低 1 人の障害者芸術に関する担当者を置く方策が作れないでしょうか。教育普及担当などと合わせて、この役割を担う担当者を置くよう促せないでしょうか。10 年以上前になりますが、平成 21 年度に出された文化審議会文化施策部会の報告では、アートマネジメント人材の育成と活用が重要であると示されたことがあります。しかし、そこでは文化施設の人材のうち、経営が大事だとしか書かれていませんでした。

アートマネジメント人材が担う文化施設は、地域福祉分野や学校教育分野を含めた隣接諸分野との連携のあり方、言い換えれば、専門性の所在を明確化する段階にあると考えます。 経営だけではなく、事業レベル、地域の相談レベルに対応できるよう、文化施設の人材の育 成の方策を再度検討してほしいと考えます。上級学芸員制度を検討した際の議論のように 上に専門性を乗っけるのではなくて、教育普及担当、あるいは地域共生社会担当など横に広 げる施策を求めます。その中で地域の文化施設には地域の相談に乗っていただきたい。こう いうふうに考えます。

もう一点、計画の進捗に関連して評価について申し上げます。

文化庁が持っている文化芸術推進基本計画(第2期)では、計画の指標の検討のための有識 者会議が開かれ、計画の進捗を管理するための議論が行われていると承知しております。議 論の内容は分かりやすいですが、結構淡白です。

一方で、今回の障害者文化芸術推進基本計画(第2期)の指標設定の方では、各地の実情を踏まえて、各都道府県での施策の推進を応援するような、全国一律だけではない質的評価も考慮に入れた評価指標の提示が求められているのだなというふうに考えております。 私からは以上です。

【日比野座長】

ありがとうございました。続きまして、尾上構成員よろしくお願いいたします。

【尾上構成員】

DPI 日本会議の尾上です。事例発表どうもありがとうございました。事例発表で、鑑賞発表機会の拡大の取組ですとか、あるいは普段美術館に来られない人のヒアリングなどもされていること。さらに災害時の対応、その際の障害のある方の来館者に対する災害時の対応も考えていく必要性の指摘で、非常に感心をいたしました。

こういった事例を見た上で調査を見ますと、その調査について事業者側からのアウトプット的な部分、こういうことをやっていますというような状況はわかったわけですが、そのことにより、障害のある人達、入館者あるいは出展者がどう増えたか。

あるいはその満足度はどうかなどのアウトカム的なもの、そういったものの把握はされているか、あるいはされてないとしたら、今後どのようにするのかが課題かなというふうに思いました。

それと、第 2 期計画を冒頭のご挨拶であった通りこの会議で作ったわけですが、その中の施策の方向性の中で、文化施設における障害者に配慮した利用しやすい環境整備の推進や、障害者の文化芸術に対するアクセシビリティの向上等という項目があります。

劇場や音楽堂・映画館などのバリアフリー化、さらに、アクセシブルなプログラムを提供されているかどうかが重要になってくるわけですが、特に今年の 4 月から、来月になりますが、改正障害者差別解消法が実施になります。

民間事業者の合理的配慮が義務付けになるわけですが、この文化芸術分野での円滑な実施をどう進めていくのかという点からも、先ほど申しましたような環境整備、アクセシビリティの向上に関して、調査や今後の取組を教えていただければと思います。

それと同じく、第2期の概要の中に入っている項目で大阪・関西万博における共生社会の

実現に向けた取組の発信ですが、2025年万博、もうあと残すところ1年の中でどういう準備をしていくのかも、この会議の中で今後明らかにしていただきたい、あるいは検討項目に挙げていただきたいなと思います。

以上です。どうぞよろしくお願いします。

【日比野座長】ありがとうございました。続きまして、久保構成員よろしくお願いいたします。

【久保構成員】

ありがとうございます。活動していただいているところから、いろいろなご発表をいただき ましてありがとうございました。今努力していただいているところがよくわかったと思っ ております。

その中で、障害者の文化活動の支援センターの状況ですが、私達、障害者団体の集まりから 見ると、動きがどうも見えにくい感じがします。

各地に各県にあるはずだが、どうも自分達がやっている活動と結びついてないといいますか、そういう意味で、ちょっとあの動きが見えにくいというような声が聞こえてきます。 今アンケートをとっていただいてグラフにありましたように、社会福祉法人がだいぶお手 伝いをいただいているようですが、社会福祉法人も人材不足です。

ですから、これからさらに進めていこうという中で、この人材不足の中でどういうふうな推進の仕方があるのかなとも思っておりまして、そんなところもまた考えていただきたいなというふうに思っております。

それと障害者団体からは、発表の機会がないだとか活動の場がないとか、資金がないとかいう声が、相変わらず多いわけですよね。ですから、そのへんのところが、先ほど尾上さんもおっしゃいましたように、いろんなところがいろんな素晴らしい活動を地道にしておられると思うのですが、もっとこの大阪万博のような感じのところで、みんなで力を合わせて発表の機会を持つとか、そういうことができないかなと思っていまして、私達がやっているところで何とか大阪万博に出られませんかということは、文化庁にもお願いをしているところでありますが、もっともっとたくさんのところが活動しておられると思いますので、そういう方達と一緒に、せっかく世界各地、各国からお見えになるわけですし、障害者の文化芸術の推進法があるのは、まず日本だけだと私は思っていますので、だからこそ、大阪万博で各国からお見えになるときに、こんな形ですよということを見ていただけたらいいなと思いますし、そこには私達の活動をやっている中では、尾上さんがおっしゃったように合理的配慮みたいなものとか、劇場とかいろんなところで努力していただいている部分もありますので、そういうことがもっとたくさんの方と一緒に発表ができ、そしてそれに向けて活動を進めていただく。

またそれをきっかけに、もっと活動が活発になっていくというようなことができたらいいなというふうに思っております。

それから、最後ですが、私達は知的障害者の団体ですので、美術館だけではなく映画館も劇場もそうなのですが、比較的身体障害の方のバリアフリー的な、合理的配慮は、わりと最近進んできているのですが、知的障害はどうもあまり進んでないように思います。

字幕を出していただいても、普通に喋っていることを字幕で漢字を使って書いているだけ では、知的障害の方はわからない。

そこをわかりやすい字幕を出していただくとか、知的障害に向けてもそうしたサポートが さらに発展していったらいいなと思っておりますので、また皆さんのお力添えをいただき たいと思います。

以上です。

【日比野座長】

ありがとうございました。では続きまして熊谷構成員お願いいたします。

【熊谷構成員】

岐阜県障害福祉課の熊谷と申します。本日は事例紹介など大変参考になりました。ありがと うございました。事例紹介の中で、入所施設と支援センターの一体となった取組や、あるい は支援センターと地域の文化施設との連携、また岩見沢市様の方の地域の事業所との連携 の取組など、大変新しい取組を参考にさせていただくことができました。

厚労省の冒頭のご説明の中の今後の取組の中で、ノウハウとか先進事例の収集・周知がありましたが、こういったものが非常に有効ではないかと考えました。ぜひ、お願いしたいと思います。

それから、地方公共団体の計画について、先ほど大塚構成員様からもご発言がありましたが、 市町村の計画策定が非常に少ないという状況があるかと思います。

岩見沢市様のご発表がありましたが、やはり障害のある方にとって身近な市町村での取組が非常に重要ではないかと考えています。県からも市町村に対しては、計画の作成の働きかけを行っているところですが、県としての役割もまた考えながら、この市町村での計画策定を進めていく必要があるのではないかと思ったところです。

また最後となりますが、冒頭厚労省の辺見様からもご紹介いただきましたが、今年の 10 月から岐阜県では「清流の国ぎふ」文化祭 2024 を、日比野座長様を総合プロデューサーとして開催をいたします。これを一過性のものとせず、ぜひ今後のレガシーを継続して、市町村や障害のある方、事業所の方に取り組むことのきっかけとなればというふうに考えております。全国の皆様にもぜひご参加いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。以上です。

【日比野座長】

ありがとうございました。続きまして柴田構成員お願いいたします。

【柴田構成員】

ありがとうございます。事例の三つのご報告ありがとうございました。第 2 期の基本計画では施策の方向性として、尚書き以降にこのようなことが書いてあったかと思います。

各施策に個別に取り組むのではなくて、施策間の連携を取りながら、総合的・複合的に推進していくことが明記されました。これは事業に横串を通すことが明記されたことでもあり、この三つの事例は、その様子が着々と進んでいることが非常によくわかったと思います。この観点で見ていき、3点ほど、私の方から申し上げたいことがございます。私もこの1年間、公文協の研修事業に関わって、共生社会を育むための人材育成事業の講師を務めました。ロジックモデルを作成することを目的とした研修で、志ある職員15人弱が関わりましたが、現場では皆さん孤軍奮闘しておられることがよくわかりました。この研修によって、自分が1人で戦っているのではないのだという、心理的安全性の確保と連帯感の醸成ができたのではないかと思います。研修終了後に、自発的に指標の勉強会がスタートされまして、アフター研修を機に研修参加者のネットワークができつつあります。

ただ一方で課題もみえました。組織の中で企画を立ち上げる際のコンセプチュアルな力や 説得力が少し弱いことも浮かび上がりました。ロジックモデルを作成するには、明確なロジ ックが必要で、人に述べ伝えるときにその伝える力が重要であり、今後それらの力を身につ けていくと社会を構成する人々にいろいろな活動の趣旨が広がっていくのではないかと思 いました。

また、研修を通じ、館長や管理職の意識啓発も求められているのだなとわかり、ミッション を達成するため職員の行動を後押しするような、横ぐし的な管理職の重要性を非常に感じ ました。

加えて、つなぎ手の重要性も改めて感じたのですが、こういう点から申し上げると、滋賀県立美術館の事例、取組は、本当に参考になるものでありました。コンセプトが非常に明確で、 事業が目的化することなく全員で推進している観点がとても重要だと思いました。

二つ目として、自治体の計画ですが、都道府県の計画 100%を目指すことの重要性を改めて 感じました。政令指定都市は、この数年間で頑張ったことが報告されてとても嬉しいです。 中核市 62 自治体ありますが、策定数が 37.1%ですか、とても少ないのが残念です。広域的 な自治体と比較すると、地域住民や障害者の方々の顔が見えやすい自治体規模になります ので、中核市の計画策定数を伸ばすことも重要であるのではないかと思います。

ちなみに指定管理者選定に係る研究からは、指定管理者制度の二つの目的以外に、事業の充 実、専門的人材で導入効果が見られておりますので、中核市の自治体文化施策の積極性がう かがわれております。

三つ目、評価に係ることについて申し上げます。この三つの事例を通して見ますと、いかに「つながり」というものが重要かがすごくよくわかります。

そういう観点からすると、社会関係資本の増大が、今後ますます見込まれていくと思います ので、ここを中心にした評価の設計が必要ではないかと考えます。

冒頭、今泉審議官のご挨拶で、「楽しさを基軸」に推進するというご挨拶がありました。こ

の楽しさの質というものを問う評価を考えてみてはいかがでしょうか。

例えば自己実現であるとか、ウェルビーイングであるとか、自己効力感であるとか、様々なものがあると思うのですが、定量とともに定性評価の重要性を強調したいです。今はポストコロナの時代ですが、少なくともコロナ前の状態に戻していくことがすごく重要です。指標については、つながりの評価を求められることを考えると、プロセスを評価する手法を取り入れるべきだと思います。

例えば障害者である当事者の心理的な変化、支援人材の伸長と変化、地域コミュニティや利 害関係者の変化等々です。

地域社会の構成員の機関として劇場・音楽堂の存在があります。普及啓発事業の取組を増加させる必要があるのですが、また合理的配慮義務の観点からは、貸館事業における利用促進の実施率を 100%まで持っていく必要があるのではないでしょうか。現在は 75%ぐらいにとどまっています。

公文協が発行している報告書から、活動状況の割合をちょっとご紹介しますと、配慮を必要とする利用者として対象としている層は、障害者の方が一番多くて 90%ですが、合理的配慮の実施が 53%ぐらいにとどまっています。また、職員研修は 40%ぐらいしかまだ達成していない。鑑賞サポートとか障害者向け講演、イベントの実施、それからパンフレット、ガイド等の用意が、いずれも 8%から 18%ぐらいにとどまっています。また、これは課題ですが、まず専門性を持った人材の不足、54%ぐらい。ノウハウ等の研修機会の不足、財源の不足とも連動します。今後の施策を通じて何とかこの課題を克服し、強化して第 2 期の基本計画の達成に向けて、皆さんとともに頑張っていければと思っております。以上です。

【日比野座長】

ありがとうございました。では続きまして鈴木構成員お願いいたします。

【鈴木構成員】

鈴木です。よろしくお願いします。ご発表いただいた皆さん方、ありがとうございました。 私の方から三点ぐらいあるのですが、まず、皆さんおっしゃられている普及支援事業につい てですが、社会福祉法人や福祉事業所が担っているケースが多いことで文化芸術の専門性、 支援人材については、私も課題だなと感じています。文化芸術の専門性と福祉の専門性を一 人が担うのではなく、地域ネットワークで解決していく形を作れないかと考え、始めたのが 樋口さんの方から発表された九州の文化芸術、福祉のネットワーク作りでした。

今年度、高知も同じように福祉事業所や普及支援センター、劇場などを巻き込んで研修から 公演作りまでが始まっています。これが 1 年の単年で終わると、なかなかネットワークの 構築も人材も育成できませんので、持続できる環境を整えていくことや、また、このような 文化芸術と福祉を横断するネットワークがいろんな地域で生まれてくると障害者の文化芸 術活動の推進や普及につながると考えています。新たに事業として導入することや持続し ていくことに必要となるのは資金、こういったネットワーク作りに特化した助成や補助金 があるといいのですが。

今、九州ネットワーク事業は、令和3年から4年間、継続して実施されています。令和3年の立ち上げとなる初年度は、ビッグ・アイが主催として実施していましたが、次年度からは、アクロス福岡が主催となって継続して実施していただいています。このような地域連携によって取組みが推進、普及できる事業に何かサポートできるような制度があるといいことが一点。あと地方公共団体に関して、いろんなご意見が出ていたと思いますが、なかなかまだこの基本計画や法律そのものを知らないという劇場・音楽堂等が多いというところがあります。私は現場の声を聞くこともあるのですが、職員の方が頑張っていても、なかなか自治体が、関心度が低いということで、なかなか前に進めないということを聞くことがあります。基本計画に基づいた条例等が市町村レベルまで拡充し、進んでいくことも必要だと思います。

もう一点は、これも今年度ビッグ・アイがやっと取り組めたことですが、重度心身障害者の 方達の文化芸術活動に関して、やはりなかなかアプローチできていないと実感しました。 重度心身障害のある方たちが全く表現活動や鑑賞をされてないのかというと、そうではな く、医療ケアを受けながら表現活動をされている団体もありますので、アプローチできない 障害のある方に対してどうやって文化芸術を届けていくかということも、これからの課題 と痛感しております。

最後に、保坂構成員からおっしゃられた要配慮者に関しての災害時の支援についてという ところでは、私どもが厚生労働省の委託事業で、要配慮者への災害時の支援ボランティア育 成事業を開催しております。

これに関しては主に地方公共団体や社会福祉協議会を対象としてやっていますが、もっと 広げていく必要があるなというふうに感じておりました。

劇場で研修させていただくと、災害時の対応に関して、ほぼノウハウがないというところもあります。発災したときにまず避難するというところからわからないという悩みも聞くこともありますので、文化芸術活動支援だけではなく、文化芸術事業活動の中で起こり得るいろんな配慮について、もっと広げて考えていくべきだと、私の方でも課題だと感じております。

以上です。

【日比野座長】

ありがとうございました。続きまして津田構成員お願いいたします。

【津田構成員】

神戸大学の津田と申します。よろしくお願いします。私は、障害者の生涯学習推進という観点から意見を述べることが求められる立場かと思いますので、その観点からお話しさせていただきます。

この政策が、だんだん日がたつにつれ、国の政策において、学びと文化芸術との分化が進んでいるように感じています。障害者の文化芸術推進において自治体行政の機能強化が重要だと思うので、それをうまく推進する国の仕組みというものが重要ではないかというふうに思います。

具体的にお話をしていきます。特に現場レベルでの話ですが、文化事業の推進と生涯学習では、様々な資源を相乗りする必要が出てきているというふうに思います。特に人口減少地域では資源がそもそも少ないので、相乗りは喫緊の課題だというふうに思っています。

兵庫県の生涯学習推進で我々が行っている取組に、ミュージアムインクルージョンプロジェクトというものがあります。公共的な学習施設の活用を考えたときに、生涯学習の観点からもミュージアムは欠かせない要素なわけです。この事業を進めていくと博物館協会などの研修などでインクルージョンの取組を始めているというような状況もありまして、協働の可能性が芽生えているというふうに思っております。

障害者を対象にした取組を行っている美術館も多数あることが、調査でも示していただいたわけですが、「まる」さんがご指摘してくださったように、障害種別などの観点で考えると、美術館などでもどうしていいかわからないという声がたくさん出ていることは、我々も強く感じているところです。多様な人達を視野に入れた施策推進の必要性が明確になっているというふうに思っています。兵庫県の取組としては、博物館に障害者を構成員とする調査隊を派遣するということをやっているのですが、特に知的障害のある人達やその保護者から、「博物館に行ってもいいと思わなかった」とか、「博物館がこんなに楽しいところなのだと思わなかった」という意見が続出しました。

滋賀県の美術館の取組でも出ておりましたが、「うるさくしても大丈夫だ、怒られないよ」 というメッセージを継続的に発信することは、すごく大事なことだと思います。

それに加えて、問題が起きても対応できるから大丈夫というメッセージも、やはり大事ではないかと思います。そういった観点は、生涯学習の観点からもたいへん大切なのだと思います。

ミュージアム・インクルージョン・プロジェクトを実施していると、博物館ひとつとっても、 障害者の学びの場としての機能を活性化させていこうとする際に、文化芸術と生涯学習が 分断されているデメリットが感じられます。国の政策レベルで様々な要素がちゃんと連携 しないと、自治体レベルでの推進に混乱が生じていることが、我々の実際の中でも強く感じ られることが多くなっています。

社会教育法の精神からしても、文化芸術、生涯学習、スポーツ、窓口を一本化してもいいのではないかと思うようなところもあります。

文化芸術でも生涯学習でも、余裕のない自治体が多いのが実態だと思います。構造的に総合的な政策推進を行う枠組み、これを提示する必要があるのではないかというふうに思います。

【日比野座長】

ありがとうございました。続きまして長津構成員お願いいたします。

【長津構成員】

本日は話題提供いただきまして、まず心から感謝申し上げます。

私は現在、保坂さんが先進国であるとお話されましたロンドンの方に出張で来ています。 劇場や美術館をまわる機会もあるのですが、驚くべきことに、字幕付きの公演であるとかリラックスパフォーマンスの案内が至るところにあります。文化施設にはお腹を出しながらリラックスしてビールを楽しむ人達ですとか、異なる肌の色を持つ人達が笑い合いながら演劇の感想を語り合うような光景をたくさん目にします。まさに芸術によって開かれた広場です。こういった光景を、なぜ日本ではなかなか当たり前に見ることができないのだろうかと、私はこの数日改めて考えています。今日劇場で手に入れた本のテーマは劇場のサステナビリティでした。そこでは、舞台作品を作る際のゴミ問題や環境問題、SDGs に対する取組についての議論がされています。文化と社会の関係を考えると、これらの議論の水準が日本の現状とは全く違うことに気づかされます。

とはいえ、もちろんイギリスが良くて日本が悪いと一概に申し上げたいのではありません し、この計画の策定以後の取組が価値あるものであることを、今日の事例報告で改めて教え ていただきました。

さて、本日ご紹介いただいた文化庁の調査結果の中で人材育成の必要性が述べられました。 私は文化施設の現場で多くの人々がこの分野に興味を持ち、その重要性を認識し始めてい ると感じています。

本日ご紹介いただいた調査結果の中で多くの人がこの分野に関心を持ったり、やらなければならないよなと思ったりするきっかけになっている部分もあるかもしれません。それは、本日のこの事例のおかげの部分もあるかなというふうにも思います。ただ、この人材育成という言葉が、少々概念が広すぎるのかなというふうにも思う側面もあります。

まず、この人材育成は文化施設の職員にフォーカスを当てたとしても、文化施設の設置目的であるとか、設置主体の考え方に社会包摂的な取組を行うという意思があるかどうかという施設のあり方の問題、であるとか、館長や管理職級などの立場の職員が社会包摂的な取組に対して真に関心を持ち、自らの施設でどのように実施をすべきかを考えているかどうかというビジョンの問題、さらには職員1人1人に、社会包摂的な取組を行うための意識があるかという問題。

この意識啓発のためにはやはり充実した事例の紹介もそうですが、若手中堅の職員が面白いと思えるようなフックを作ることは非常に重要だと思います。その意味では本日ご紹介いただいた九州の事例は、私自身も現場にお邪魔したことありますが、効果的だなと非常に感じます。また、多くの施設では若手中堅の職員はこうしたことに関心を持っている一方で、上司はそうでもないという施設も非常に多いと感じます。柴田構成員がおっしゃった心理的安全性の醸成も非常に重要かなと思います。そして、そもそもこの社会全体が、文化施設が社会包摂的な取組を行うべきだという気運があるかという、この問題のことも、かなり重

要に考えていかなければならないのではないかなと考えています。

こうしたこれらの取組が、非常にいろいろな層にわたっているものが十把一絡げに人材育成と言われているわけですが、こうしたものをぜひ体系的に振興策を図っていただきたいと思いますし、効果的かつ包括的な制度設計が必要なのではないかと考えております。 長くなりましたが私からは以上です。

【日比野座長】

ありがとうございました。続きまして野澤構成員お願いいたします。

【野澤構成員】

どうもありがとうございます。推進状況の調査結果を拝見して、着実にいろんな活動が活発化してきていることを感じることができました。その一方で、先般障害福祉サービスの報酬改定などの取りまとめがあり、それを見ていると、やはり予算と人材との制約があるのだと改めて実感します。その中で障害者の文化芸術に、なぜその予算や人材をもっと拡充すべきなのかを示していかなければいけないだろうなと思いました。

この支援センターの設置状況とか、活動の状況はこんなに進んできたとかいう調査は必要ですが、障害者文化芸術は何のためにあるのか、それが活発化していくことによってどういう効果とか、どういう意味があるのかを、先ほどどなたかからご発言があったと思うのですが、そういった定性的な調査も同時にしていかないといけないのではないかと思いました。やはり国民に広く説明、説得したり、あるいは障害部署関係者・芸術関係者に、エンカレッジしたり、モチベーションを高めたりする、この辺りが土台だと思うのです。

実際、私は今、障害のある方でいわゆる強度行動障害とか、なかなか支援の難しい状況の方々の地域生活や、どんなことをやっておられるのかという実態を、全国いろいろと調査に歩いています。アート活動に取り組んだり、それを通していろんな改善が見られたり、あるいは自己肯定感だとか生活の豊かさみたいなものがそこで作り出されたりという動きは比較的見られます。やはり文化芸術の可能性は、厚生労働者側からのアプローチで、もっともっとそういう可能性は掘り下げてアピールしてもいいのではないかなと思います。そもそも、文化芸術に効果だとか意味だとかを求めること自体ナンセンスなのかもしれませんが、一方でやはりこういう世知辛い財政事情を考えると、そういうものを同時にやっていかなければと思っております。

この法律の第 1 条の目的のところで、文化芸術はその心の豊かさとか、相互理解を促すだとか、構成と能力の発揮だとか、社会参加がうたわれておりますので、そういうものをやはりデータで裏付けていくことも、今後取り組んでいただければというふうに思っております。以上であります。

【日比野座長】

ありがとうございました。続きまして服部構成員お願いいたします。

【服部構成員】

興味深い事例のご報告ありがとうございました。元美術館学芸員という立場から美術館の ことを中心に述べさせていただきます。

障害者の発表機会の確保に向けた作品の展示活動について、約 42%が実施しているという 高い割合に驚きました。しかしこの回答は、市民ギャラリーなどの貸会場での障害者公募展 などが含まれているのではないかと想像しています。学芸員が主体的に関わっているもの は、この数字よりはかなり少ないのではないかと思っています。その点で興味深かったのは、 実施していない理由の「障害の有無に関わらず、幅広い人を対象としている」という回答で す。

これは実施しないことの言い訳のようにも聞こえます。

古い話になるのですが、1980年代の美術館での教育普及活動の黎明期に、展覧会自体が教育活動だという言い訳のもとに、小中学生を対象としたプログラムに消極的な美術館が多かったことがありました。その状況を劇的に変えたのは、教育プログラムの中に現代アートのアーティストを参加させる取組でした。その手法が確立されていく中で、教育普及担当だけではなく、企画担当の学芸員も教育プログラムに積極的に参与するようになりました。先ほどご報告くださった滋賀県立美術館や、去年の秋に京都国立近代美術館で開催されたABCプロジェクトのように、同じことが障害者の芸術活動についても起こりつつあるので、この潮流をぜひ、各地の美術館に広げる工夫を検討していただきたいと思います。

美術の評価という点に関しては、作品に障害の有無は関係ないとよく言われます。

そのこと自体は間違いではないのですが、それをもって障害のある人の作品に目を向けない言い訳になっている部分もあるのではないかと思います。

作品に障害の有無は関係ないという言葉を敷衍すると、障害者のための公募展もいらない し障害者の芸術のための支援金制度もいらない、という話にもなりかねません。

それは、芸術的価値としての障害者の芸術と、制度・仕組みとしての障害者の芸術を同時に 論じている乱暴さから来ているのではないかと思います。

「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」自体が、両者を曖昧にしているので難しいのですが、芸術上の評価の部分で、作品に障害の有無は関係ないという視点を持った上で、つまり障害者芸術を別の名前で分離するのではなく、先ほどちょうど保坂さんから障害とアートの問題を正面から考える場面では、アール・ブリュットの名前を外したという、とても興味深いお話もお聞きしましたが、この問題から目を背けずに、制度改革や意識改革に積極的に取り組む美術館が増えてほしいなと思います。

そこで重要なのが研修制度ですが、実施していない施設が 3 分の 2 という数字はちょっと 残念だなと思いました。しかし、職員が数名とかの小規模館では、自前で研修会を実施する こと自体が難しいのではないかなと思います。全国美術館会議とか日本博物館協会のよう な団体に研修を実施するよう働きかけてほしいなと思います。あるいは文化庁が実施して いる学芸員研修制度の中にこの問題を組み込むことはできないでしょうか。次の 5 年に向 けてぜひそのことにも取り組んでいただきたいと思います。 私からは以上です。ありがとうございました。

【日比野座長】

ありがとうございました。続きまして廣川構成員お願いいたします。

【廣川構成員】

廣川です。

博物館の調査結果、また皆さんの事例を伺い、大変興味深く拝聴しました。

なんらかの取り組み件数が増えているのは喜ばしいことですが、企画を立てるときに障害者への意見を聞き取ったと回答したのが 4 割未満という結果に危惧を抱きました。障害者を対象とするならば、当事者のニーズを聞くのは基本中の基本だからです。研修だけでは足りないと考えます。

せっかく予算をかけて準備してもニーズとずれていたら勿体無いことになってしまいます。 障害者はなかなか本音を言いにくいものです。一生懸命に準備してくれたことがわかるか らこそ、なおさら、本当はこうして欲しい、ということを伝えるのが難しいのです。

企画を立てる時から障害者を巻き込み、一緒に準備していくくらいの姿勢が欲しいです。

「私準備する人、あなた来る人」の一方的な関係ではなく、企画を立てる当事者になっても らうことが「人材育成 | につながると考えます。

例えば手話通訳をつけてガイドツアーなどを企画しようとしたら、ガイド内容や話すタイミング、立つ場所、など、ろう者の特性を考慮した上でしっかりと打ち合わせるなどの綿密な準備が必要です。地域の手話通訳派遣制度を使った場合でも、予算の関係で打ち合わせの時間が15分と短く、事前に資料ももらえず、うまく伝えることができなかった、という事例が起きています。ろう者の立場からすると、せっかく通訳がついたのによくわからなかったという不幸な結果になってしまいます。

また、支援センターには各地域の障害者団体と積極的に繋がって欲しいと思います。全日本ろうあ連盟では47都道府県に協会があり、最近アンケートをしましたが、ほとんどの協会がこのような支援センターの存在を知らなかったと回答しています。それほど県レベルでは認識が薄いのが実情です。

実は3月3日は耳の日、また9月23日は国連が定めた手話言語の国際デーです。これを記念したイベントを県レベルで行なっているところが多数あり、パフォーマンスや作品展を行なっているところもあります。また、ろう者、難聴者の全国レベルの団体では全国大会を毎年持ち回りで開催していますが、一般市民向けに作品展、写真展や演劇祭典などの企画があります。各地域の支援センターがこのような発表の機会を支援するなど、深く連携をとっていただきたいと思います。

第2期では、この連携の中身をしっかりと見ていくのが良いように思います。以上です。

【日比野座長】

ありがとうございました。続きまして広瀬構成員お願いいたします。ちょっと全体的に時間 が押しておりますので、3分厳守でよろしくお願いいたします。

【広瀬構成員】

国立民族学博物館の広瀬です。今の廣川さんの発言を受けて、さらに若干過激なことを言うかもしれませんが、主に感想と要望になると思います。

今日、全体のお話を伺っていて思ったのは、やはり受け入れる側の健常者(マジョリティ)と受け入れられる側の障害者(マイノリティ)という図式が、まだなかなか克服できないなという部分です。これは別に批判ではなくて、まだまだ、社会全体がそういう状況なのだろうなという気がします。

僕がこの懇談会でずっと言い続けてきているのは、障害者による文化芸術活動というところと合わせて、障害者による推進、つまり当事者がいかに主体となり、この活動に関わり推進をしていくかというところに進んでいってほしいということをずっと言い続けています。そういう観点で言うと、まず文化庁の取組についてですが、非常によくアンケートができていたと思うのですが、一つぜひ項目として加えていただきたいのが、障害当事者が学芸員としてどれぐらいその館に雇用されているかというところです。やはり、当事者がアドバイザーなどではなく、正職として入っていくことが大事になります。これから合理的配慮で、雇用も当然、大事な部分になってきますので、当事者がいかに学芸員という職に就くことができるのか、その点を考えてほしいなと思います。

具体的に言うと、学校教育の現場とかあるいは、公立図書館というところを考えたときに、 やはり当事者が採用されることによって大きく変わってくる、教育現場に当事者がいるこ との意義が実証されていますので、博物館においてもそういうことを考える時期なのでは ないかと思います。

アンケートでこういうことを質問すると、おそらく最初は非常に低い回答が返ってくると 思うのですが、これはある意味、啓発でもありますので、そういう低い数字が出ることも示 していくことが大事だと思います。あわせて学芸員の資格取得プログラム、各大学の学芸員 課程の取組に対する啓発も兼ねて、学芸員課程のカリキュラムの中でこの障害者による文 化芸術活動がどれぐらい周知されているかも、ぜひアンケートで確認してほしいと思いま す。

厚労省の取組については、やはり鑑賞機会の拡大。障害者の発表の場を創出することは、かなり実現されていると思うのですが、今後は、発表の機会プラスその鑑賞の場として、どれだけ多様な人が来ているのかというあたりがこれからの課題になるのかなと思いながらお聞きしました。

事例報告の滋賀県は、やはりさすが一歩先を行っているなという感じでお聞きしました。それは前提として、ぜひ今後お願いしたいことがあります。ビデオで盲ろう者の鑑賞の様子を映すのは画期的だと思うし、そういうものを見てもらう意義があることはわかるのですが、

さらにビデオ、動画じゃなくて、いわゆる公開鑑賞会のような形で、生の現場を多くの人に 見てもらう。見世物にするわけじゃないですが、やはり作品の触り方とか出てくる言葉を、 生の現場で一般の来館者に見て、一緒に感じてもらいたいということがあります。ぜひ公開 鑑賞会みたいなものも企画してほしいなと思います。

あと、触図については大変素晴らしいですし、これもこういう形で鑑賞ができるという啓発 になることはよくわかります。でも僕も実際に伺いましたが、数が多い。

触図を制作・公開することも、もちろん大切なことだし、じわっと理解が広がるのですが、 非常に集中力も必要ですし、たくさん見ているとやはり疲れてしまうこともあります。です から、そういう疲れてしまうとか集中が必要だとかいう部分も含めて、実際に展示した後に、 視覚障害のある来館者が触っている様子を一般の方に見てもらうことも必要なのではない かなと思いました。

それから避難のことです。これもさっきの議論と繋がるのですが、僕はこの点について全く 意識が低くて、大変お恥ずかしいです。ただ、やはり僕が館内のスタッフとしていることで、 館内で避難訓練をするときに、「全盲の広瀬をどう誘導すればいいか」という話が出てきて、 「当然そこからお客さんにも視覚障害者を含む様々な人がいるよね」「他の障害の人はどう するんだろう」みたいな話が広がっていくので、やはりここも一見離れているかもしれない ですが、当事者が館内にいることから意識が変わってくることがあると思います。

九州と北海道の事例については、連携事例として非常に優れていると思うので、こういうものがどうやって各地に波及していくのかを考えていけばいいのかなと思いました。以上です。

【日比野座長】

ありがとうございました。続きまして保坂構成員お願いいたします。

【保坂構成員】

アンケートが重要だなと改めて思ったのですが、今、広瀬さんの話にもありましたが、アンケートを通じていろんな気づきを施設の方にケアすることができるだろうと。アンケートは多分概略だと思うので、具体的に他にどんなものがあったのかわからないのですが、それこそ避難について音だけじゃなくてフラッシュもしていますかとか、そういう聞き方もあるだろうと。

あと僕も今、目の見えない人の鑑賞で、触れる彫刻がどこにあるかを聞いたりしているのですが、やはりすごく少ない。それなら例えば、触れる彫刻ありますかと聞くことで、逆にそれが必要なのだなというふうに考えることができるだろうと。うちの取組としては、今リンクを送りましたが、神戸の作家を中心に彫刻家にも今後お願いしようと思っているのですが、作品をもらうときに、触れるような作品もぜひくださいというふうにお願いをしています。これは大体快く受け入れてくださるので、そうやっていろんな人達に鑑賞していただけるような環境を作っていきたいと思います。

また、万博の話題が出ましたが、ロンドンへ行くとかっこいいピクトがあるなと思っていて、 ご存知のように大阪万博と東京オリンピックが国内でもピクトが広がる非常に良い機会だったわけですが、動かれているのかもしれないのですが、今度の大阪万博を通じて「いのち輝く未来社会のデザイン」と言っているわけですから、そこで開発されたユニバーサルなピクトは今後、各施設が自由に使えるようなレガシーをぜひ作っていってほしいなというふうに思います。

あと、評価についても重要性があるわけですが、英国だとスコットランドの公衆衛生局が2006年にエジンバラ大学とウォーリック大学にお願いして、ウェルビーイングのメンタルウェルビーイングスケールを開発しています。国内でも研究している人はいるのですが、きちんと使える評価手法が、まだ多分国内にはないです。これはぜひ、国主導で大学と協働開発していただきたい。そういう評価手法があることで我々施設の方もプロジェクトを動かすことができるわけです。どう評価していいかわからないと、プロジェクト自体がなかなかできないと思います。

あともう一つ、楽しさという話が出ましたが、アワードを作るのも重要じゃないかと思います。これも英国の事例ですが、社会処方が重要視される中で、英国でミュージアムチェンジライブスアワードというものをやって、その中で生活を変えたミュージアムを検証しているので、小さなミュージアムも検証されていくのですが、そういうアワードがあることで、美術館・博物館がやってみようじゃないかと考えることができるのではないでしょうか。今度の4月に改正障害者差別解消法が施行されるわけですが、障害者のことよりもそちらの方に動いてしまうきらいもある中で、両方できるような考え方も重要でしょうし、かつてたんぽぽさんがやられていたようなエイブル・アート・ムーブメントを超える動きを、万博に向けて今から作っていけたらいいなと思っていますし、文化庁、厚労省に期待しております。

以上です。

【日比野座長】

ありがとうございました。続きまして森田構成員お願いいたします。

【森田構成員】

もうほとんど皆様が全て言ってくださってきたようなことが多いので、もうだいぶ割愛させていただきます。

三つの団体の方、本当にありがとうございました。非常に興味深く勉強になりました。 文化庁の資料の中でやはり、廣川さんもおっしゃられたように当事者に話を聞くのが、本当 に明らかに少ないなと思っています。障害のある人にアンケートを取っている 2.5%、構成 員に入れているまで行くと 1%を切っているのは、非常に私は問題だと思います。先ほど広 瀬さんがおっしゃられたように、学芸員の方に障害のある人というよりも前の段階でこの ような状態は、非常に嘆かわしいかなと当事者としては思います。 先ほどからお話に上がっていた、主に障害者を対象とした事業の取組状況で、障害者に特化した形では実施していないという答えは、私もあまりポジティブに受け取ることができませんでした。言い訳のように私にも聞こえてしまいます。確かに事業という点においては、障害のある人に特化することも大切ですし、特化しない形で全ての方に開かれた共生社会という目的に向かっていくことはとても大切だと思うのですが、アクセシビリティの話という点においては全く話が変わってくる状態で、アクセシビリティの中で障害者ということを、どこまで知っているか、どこまで対象とできているのかという点においては、もう少し広く取り扱っていくべきではないかと思いました。以上です。

【日比野座長】

ありがとうございました。続きまして四元構成員お願いいたします。

【四元構成員】

京都市文化芸術企画課の四元と申します。よろしくお願いいたします。各省庁の皆様からの 進捗報告、各施設からの事例報告、ありがとうございました。大変参考となりました。 京都市には、京都を中心に若手芸術家の活動支援や文化芸術による社会包摂事業を行って おります、一般社団法人 HAPS という団体がございます。そちらの団体が文化庁さんの委 託を受けて実施しております、公立美術館における障害者等による文化芸術活動を促進す るためのコア人材のコミュニティ形成を軸とした基盤作り事業に協力をしております。リ サーチまた学芸員等のカンファレンス、また一般向けの講座などの事業を進める中で、公立 美術館において、障害のある人の芸術活動をより推進するために必要と感じたことにつき まして、時間も大変限られているかと思いますので、二点に絞って申し上げます。

一点目は、障害のある人の芸術活動に関する美術館の財政基盤についてです。自治体予算また国補助金では対応できずに、事業を進める上でクラウドファンディングを活用した事例がありました。こういう事例は社会に広く訴えるという意味では良いかとは思うのですが、やはり財源が十分でないという状況だと認識いたしました。京都市においても、本市予算だけで十分措置できているかというと、そうとも言い難い状況にあります。文化庁におかれましては、美術館等の先進的な取組への予算措置を拡充する方向にご検討いただけるとありがたいと思います。

二点目です。学芸員や教育普及担当職員の体制面について、障害のある人の芸術活動を担当する職員体制が充分と胸を張って言える館は少ないのではないでしょうか。様々な業務で大変多忙である中、企画を担当する学芸員の方また教育普及を担当する職員の方は障害のある方の創造活動の発信、またアクセシビリティの改善など、より多くの方に美術館を開いていこうと、日夜、様々な工夫や努力を凝らしていると実感しております。これらを実現するためには、検討また研究に時間を要するかと存じます。また、こうした先進事例を広めていくためには、各課の学芸員、担当職員の皆様が、学び、意見を重ねてもらう場を創出する

こと、多くの方に参加いただくことが有効ではないかと考えます。

最初に申し上げました HAPS の事業では、2ヶ年で延べ全国 10 館 12 名の学芸員などの皆様に実際に参集をいただきました。今年度におきましては、合理的配慮に関するレクチャーを行ったところ、各館の皆様からはそれぞれの事例、またさらに悩みの共有などが行われておりました。新たなネットワークが生まれつつあるのではと期待しております。こうしたことは、各館の充分な運営体制と理解があってこそ可能だと考えます。学芸員の皆様の業務量など、根深い労務問題に係るもの、また限られた文化関係予算を何に振り分けるのかというようなことであり、一足飛びに解決するものではないと認識しておりますが、重要な課題ではないかと思い、申し上げました。

以上です。

【日比野座長】

ありがとうございました。それでは構成員の皆様からいただいた質問について、事務局より 回答いたします。よろしくお願いいたします。まずは文化庁、尾上構成員のご質問について よろしくお願いいたします。

【山村(文化庁参事官(生活文化創造担当)付専門官)】

文化庁です。ありがとうございました。

尾上構成員からご質問いただきました、「障害のある人達、入館者あるいは出展者がどう増えたか」という点ですが、今回の調査自体が文化施設にフォーカスしたものです。ただ、計画の中でも、障害のある皆様がどのように行動されているのか、活動しやすい環境作りをどのように捉えているのかについても引き続き検討することになっており、そうしたものとも関連する議論ですので、今後どのように調べ、状況把握できるのかは引き続き考えていきたいと思います。

また、皆様から、計画や人材育成についても様々なご意見をいただきまして、ありがとうございました。今回は、資料にも書いてある通り、取組の意義をまずはお伝えすることに重点を置いてやっていきたいと思いますが、よりきめ細かく問題を分解して推進していく必要性について、構成員の皆様のご意見を踏まえて改めて痛感しましたので、引き続き考えてまいります。

以上です。

【日比野座長】

ありがとうございます。続きまして、今中構成員の質問に関して、厚労省からよろしくお願いいたします。

【川部(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長)】 今中構成員の方から障害者芸術文化活動支援センターの予算、それから人材育成の考え方 についてご指摘をいただきました。

予算につきましては、本事業は平成29年度からスタートしまして、スタート時点では2億円ぐらいの予算でした。足元を見ると、令和5年度で3億円ぐらいの予算になっています。 決して多いとは言えませんが、着実に予算を確保しているところです。

それから人材育成の考え方について、それぞれ支援センターの運用を踏まえて、実施団体の種別が違うこともあります。先ほど大塚構成員からも支援センターの一定レベルの標準化に努めてほしいというご要望もいただいていますので、まずは、センターがやるべき事項を整理する中での柱、業務は固まってくると思います。その中でどういう人材が必要かを、方向性として定めてやっていきたいと思います。また、足元の調査、令和6年度以降の全国の障害福祉施設等に対する調査などでもいろいろなものを拾って、ぜひ構成員の皆さんからも、アイディアをいただきまして、努めてまいりたいと思います。

柴田構成員からは、自治体の計画や自治体周知の不足、定量とともに定性的な評価も必要というご指摘もいただきましたので、文化庁とも併せて、周知も含めより一層取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

【日比野座長】

ありがとうございました。それでは時間が少し過ぎてしまいましたが、本日はいろいろとありがとうございました。

本当に様々な角度からのご意見いただきまして、特に当事者の立場で企画をしていく、広瀬 構成員の方からもありましたが、受け入れる側・受け入れられる側という境界線ではなく、 当事者の視点を準備の段階から、当事者と一緒に考えていくことが大事だろうと。また、長 津委員の方からも、人材育成に関しても管理職・現場というところの人材育成の方向性をし っかりと立てていく必要もあるだろう、など様々なご意見をいただきました。

本日いただいたご意見を踏まえつつ、第3期の基本計画の策定に向けて、さらに議論を深めていきたいと思います。

では最後に、議事その他について事務局から説明をよろしくお願いいたします。

【河野(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長補佐)】 次回開催につきましては、調整をさせていただいた上で、またご報告をさせていただきます。

【日比野座長】

ありがとうございました。では、本日はここまでといたしたいと思います。それでは事務局 に進行をお返しいたします。

【河野(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長補佐)】 日比野座長、本日は円滑なご進行いただきまして、また構成員の皆様方、事例発表者の皆様 方におかれましても、貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございました。本日はこれ にて閉会とさせていただければと思います。どうもありがとうございました。